

第1回 行政改革推進委員会・総合計画推進市民会議 会議録

開催日時	平成23年7月6日（水） 19時00分～20時35分
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室2
出席者 (敬称略)	(委員) 中川幾郎、井上喬司、内橋実三郎、大前道廣、中野真理子、 西村風菜、竹内泰彦、蓮池昌美、水島智子、吉田光一郎 (欠席: 内橋圭介、大谷光治、笹倉幸代、藤原貴之) (オブザーバー) 来住市長【公務のため途中退席】 (事務局) 吉田ふるさと創造部長 企画政策課: 高田課長、萩原主査、板場主任 行政経営室: 筒井室長、徳岡主任

会議の概要

会議次第に従い、協議した内容は、以下のとおり。

○来住市長あいさつ

- ・こんばんは。今日も暑い日であったが、九州の南部では大雨で洪水も心配されている。今日はお疲れのところ本年度第1回となる行政改革推進委員会と総合計画推進市民会議にお集まりいただき、ありがたいと思っている。総合計画の推進の中の大きなテーマが行財政改革であるということで、同じメンバーで会議をしていただくので、よろしくお願い申し上げます。
- ・委員に新たに自治基本条例検討委員会から2名にお入りいただき、官学連携により兵庫教育大学の学生にもバトンタッチで新たに1名お入りいただいた。3人の新しい委員には、就任を快く引き受けていただいたことを心から御礼申し上げます。
- ・本市の総合計画は平成30年度までを計画期間としており、今年で5年目を迎える。そのうち前期の基本計画が平成24年度をもって終了する。その後後期の基本計画というのを作っていくのであるが、今年と来年の2年間をかけてその作業を行っていくのが、この会議での大きなテーマになる。前期基本計画は平成24年度までの期間を残しているが、これまでやってきた施策の検証を踏まえ、新たに後期基本計画の策定の方向付けを皆さんに検討していただきたいと考えている。
- ・行政改革推進委員会では、これまでいろいろな検討を行っていただいているが、市が実施している事務事業の中から検討を要するようなものをピックアップして皆さんに評価していただくことを検討していきたいと思っている。当初は評価の方法というのが難しかったため、私どもがピックアップした事業をコンサルに評価してもらっていた。国がやっていた事業仕分けと同じような感じで、絶対必要だと思える事業でも必要性について検証しながら進めてきた。行政改革は内部だけで実施していても自己完結で終わってしまうことが多かったが、コンサルの知恵を借りながら、市役所内部でも評価ができる仕組みを作っていこうということで行い、現在は行政内部だけで評価を実施している。次のステップとして、市民の皆さんに評価してもらおう第三者評価というものの導入を検討していただきたいと思っている。
- ・委員の皆さんには忌憚のない意見をいただきたい。市の最上位計画である総合計画の推進と行政改革という難しい会議であるが、会議の趣旨を踏まえ、市政に対する思いや協働で進めるまちづくりへの思いを述べていただきたい。いただいた御意見は当然のことながら尊重していき、できるものは実行していきたいので、よろしくお願い申し上げます。

会議の概要（続き）

○委員による自己紹介

《共通事項》

○議事 1 会議の概要及びスケジュールについて

- ・会議資料に基づき、事務局から説明

(座 長) ・事務局の説明があったが、御意見や確認事項があればお願いします。

(委 員) ・会議のスケジュールをみると、次回は8月から10月の3か月が飛んで、11月と期間が空いているが何か理由があるのか。

(事務局) ・この後に説明するが、前期基本計画の内容の検証をしていく中で、行政内部の担当課でまず自己検証を行っていくが、その作業に要する期間である。その検証結果をこの会議に提出し、協議していただきたいと考えている。

(委 員) ・了解した。

《行政改革推進委員会》

○議事 2 平成23年度の行政改革推進委員会での検討事項について

- ・会議資料に基づき、事務局から説明

(座 長) ・事務局から説明があったが、御質問や御意見はないか。要するに会議資料にあるように「行政改革大綱の推進状況の確認」と「事務事業評価における第三者評価の検討」を行っていただくということか。

(事務局) ・そのとおりである。

《総合計画推進市民会議》

○議事 3 平成23年度「まちづくり市民アンケート」の調査結果について

- ・会議資料及びスライドに基づき、事務局より説明

(座 長) ・事務局から説明があったことについて、質問や確認事項があればどうぞ。説明していただいたまちづくり指標はすべて右肩上がりかと言えばそうではなく、今日御出席の委員に関連する事項でもある「男は仕事、女は家庭という男女の固定的な役割に同意する」というものは右肩下がりがよいというものもある。調査結果もそのようになっている。

(委 員) ・調査の回答率が47.5%となっているが、これはいかがなものか。高くはない回答率と思うが、これをもって市民の意見というのはどうなのか。

(事務局) ・統計的な考え方で言えば、95%の安全率をもって評価するということになる。両極端の上下5%の回答を除いて評価をするということになるが、今回の回答率でいえば誤差が上下5.85%となる。回答値のプラスマイナス5.85%が誤差の範囲ということになるので、ここの回答についてはその誤差があるということで御認識いただきたい。回答率を100%に近づけ、誤差がないようにするのが一番いいのであるが、実際のところそれは難しいことから、一般的には誤差の範囲を3%から5%にすることが統計的な考え方では理想的となる。今年度はもう少し回答率を高めるような努力をしていきたい。

会議の概要（続き）

- ・昨年度は38%の回答率で、市のアンケートの一般的な回答率は40%程度となっている。今回のアンケートの回答率は比較的高い方になるのだが、防災行政無線での呼びかけをしたことも大きいと考えている。数字を丸呑みするのではなく、誤差があるというので御理解願いたい。

○議事4 後期基本計画の策定方針について

- ・会議資料及びスライドに基づき、事務局より説明

(座長) ・事務局から説明があったことについて、質問や確認事項があればどうぞ。

(委員) ・会議資料の後期基本計画策定方針の中で、計画策定の視点というところの「市民・地域の意向を適切に反映する」の説明で、「地区まちづくり計画の内容を取り入れた市内8地区の地区別計画の策定についても検討します」とあるが、私が今参加している自治基本条例の検討委員会でも市内8地区の市民自治協議会の設置について意見交換を行っている。地区まちづくりの中でやっていきたいという施策についても、この委員会の場で検討するのか。

- ・また策定スケジュールの中で、地区別計画の策定が要検討となっているが、それをここで検討しようということなのか。

(事務局) ・基本構想と前期の基本計画を策定していただいた際の審議会で、後期基本計画の策定時には地区別の計画についても検討していくことという答申をいただいたので、それを受けて今回あげている。ただし、市内8地区で策定していただいた地区のまちづくり計画は策定からかなり時が経過しており、時点修正が必要なものも多いと思っている。時点修正が後期基本計画の策定とともに行われれば良いが、自治基本条例でも地区の協議会などのあり方を協議してもらっている中で、担当課とも調整しながら総合計画の別冊として策定することも視野に入れて検討していきたい。そういう意味で要検討ということにしている。

(委員) ・その関連の質問になるが、総合計画と自治基本条例の関係はどうなるのか。一方で自治基本条例を検討して、もう一方で後期基本計画を検討していくという中で、同じ方向になっていくのか。その辺りのことを疑問にされているのではないかと思う。

(委員) ・それから地区別計画を策定していくということであれば、各地区のまちづくり協議会の方も入っていただいた会議を立ち上げることも必要でないか。ここにいる委員だけでは地区の声も生かしていくことができない。行政とともにまちづくりの方向性は検討していくことはできても、地区別計画の中身まで策定していくことは非常に難しいのではないかというのが私の意見である。総合計画と地区別計画の方向性がぶれないようにしていこうという内容の提言であれば市民会議で出せるように思う。

(座長) ・ここで言われている「地区まちづくり計画を踏まえた地区別計画の検討」というのは、地区別計画をこの市民会議で作るといのはとんでもない話で、仕立て直しした新たな地区別計画にしてもらうために、総合計画とどのように整合性を保っていくか、どのような方向性をもっていくかということを検討していくものと理解している。私たちが地区別計画の策定を担うわけではない。既に地域住民の意向を反映して策定した地区まちづくり計画があるので、その内容を取り入れた市内8地区の地区別計画を総合計画の別冊として仕立て直ししていくというこ

会議の概要（続き）

とであり、そのあるべき方向性についてこの市民会議で意見を言っていたきたいということである。

- ・批判ではないが、前期基本計画はどちらかというとハードウェア志向ではなかったか。土地利用とか都市計画など行政がそれを使ってどうしていくのかということが主で、地区の住民により密接に関係のない部分も多かったが、人的ネットワークの構築とかソフトの話が地区別計画ではもっと大事になってくる。そういった方向性を市民会議で示していかなければならないのではないか。地区まちづくり計画と総合計画の橋渡しという役割になってくる。市内8地区の方にもこういう方向性で計画策定をお願いしたいという方針を出すべきではないかということである。

(事務局) ・自治基本条例と総合計画の関係であるが、自治基本条例の条項の中で総合計画の取扱いについてもしっかり述べていき、ひとつの道の上で作業を進めていきたいと思っている。ただし、スケジュール的には、どちらが先行するのかというのが微妙であり、事務局としては自治基本条例を先に策定し、総合計画は自治基本条例に従って策定をしていくということにしていきたい。担当課では、できれば来年の3月には議会への説明を終わらせ、6月には議決を得たいと考えているので、後期基本計画より先に自治基本条例を制定していくスケジュールとしている。

(委員) ・先ほどの事務局の説明では、従来は総合計画というのは国で策定しなければならないというように位置付けられていたが、今回からは作っても作らなくてもよいのですよ、地域の判断に任せるといふようになったとのことであった。ということは、総合計画の策定自体に異論がある自治体があったということなのか。西脇市はそれとは関係なく進めていくという予定であるが、国が敢えて策定しなくてもよいと言っているのは、総合計画ではなく何か違う方法で地域のそういった方針を定めるという方法があるからなのか。

(事務局) ・地域のことは地域で考えていこうという地域主権の流れの中での法改正である。地域主権の考え方の中で、国が自治体を制約するのではなく、地域が自らの判断と責任の中で策定していくという考えを示しているものと理解している。

(座長) ・今委員から発言があったように、事務局の説明の中でも触れていただいたが、後期基本計画の策定に取りかかる時期となっているのだが、地方自治法の改正によりこの8月から従来の総合計画の最上位の基本構想の部分については議会の議決を得ることが地方自治法第2条第4項で規定されていたが、この条項が撤廃されることとなった。地域主権戦略大綱の中で示された地方への義務付け・枠付けの撤廃のひとつとして行われたものであるが、さまざまな意味で義務付け・枠付けの撤廃は批判を呼んでいるのも事実である。

- ・義務付け・枠付けの撤廃はいいことばかりとは言えない。例えば障がい者施策では各市町村は障害者基本計画を策定することが義務付けられているがこれが撤廃されることになると、せっかくこれまで障がい者団体が積み上げてきた政策が、計画の策定義務の撤廃によって、底抜けしてしまう可能性があり、政策が後退するのではないかという懸念も持たれる。同じように保育所の設置基準を解除することになると、大きな都市の駅前などでは超過密の保育所ができ、一方で広い運動場がある保育所ができるというように、同じ自治体の中で全く違う施設環境の保育

会議の概要（続き）

所が同時に並存する可能性も出てくる。そうした意味では義務付け・枠付けの撤廃は両刃の剣である。

- ・国が義務付けを解除したからといって、それが全て良いということではない。国の言い分としては、計画の策定の可否は自治体の自己責任で判断してください、ということである。しかし今申しあげたように、そうしたことで人権や福祉といった分野では施策の底抜けするという危険もあるが、国は地方自治体が自分で責任取りなさいという姿勢を示している。そういうことも踏まえて、委員の皆さんに御意見をいただきたい。
- ・それに当たって今話をもう少し整理すると、この8月から総合計画の基本構想の策定義務が撤廃されるからといって、現在の基本構想がそれ以降無効になるものではない。しかし、今後は総合計画をどういった内容にしていくのか、また総合計画を策定し続けていくのか、しないのかということを含めてそれぞれの市町村が自己判断していくことが求められている。法律に縛られることがなくても、西脇市ではまちづくりの基本方針としてやはり総合計画が必要だということになるのか、また総合計画とは違う形でいいのか、さらに無くてもいいのか、そういったことを考えていかなければならない。また、策定していくのであれば、どういった内容とするのか、あるいはどういった視点で策定していくのか、いろんな角度からの意見があると思う。参考までに自治基本条例の策定委員会の意見としては、総合計画は必要という立場から、条文案の中に総合計画の位置付けを明らかにしている。総合計画の策定を自治事務としてあらためて捉えなおすということにしているが、ここから先は私が言った内容にとらわれず、委員の皆さんの自由な意見を存分にいただきたい。

- (委員) ・今回任期途中から委員になったが、自治基本条例の検討委員会には参加させてもらっている。総合計画の中間で、前期基本計画が終了するという段階であるので、私はこのまま後期の6年間は策定を続けていく方がよいと思う。
- (委員) ・意見になるかどうかは別として、総合計画は最上位の計画であるわけだが、自治基本条例を制定すると、それは総合計画の下位になるのか。
- (座長) ・総合計画よりも上位に位置付けられる。
- (委員) ・そうすると先ほどの事務局の説明では、自治基本条例は来年の3月までに策定し、6月に議会の議決を得たいということであったが、そういった場合、総合計画の策定で話し合ったことが、自治基本条例で縛られていることは変えられないということになるのか。
- (座長) ・3月に出されるのは自治基本条例の原案である。原案であるので、総合計画との間に整合性のない場合はそこで調整をかければよい。
- (委員) ・調整ができるのか。
- (座長) ・議会に提出するまでは調整をすることができる。
- (委員) ・了解した。
- (委員) ・よくまだわからない部分もあるが、他の委員の意見を聞いていると総合計画というものは必要だと思う。
- (委員) ・正直自分自身でわかっていない部分もあると思うが、一時「品格」という言葉が流行したが、まちの仕組みがしっかりしている都市は品格があるまちとして判断されると思うので、そういう意味では策定を進めていくべきだと思う。

会議の概要（続き）

- (委員) ・自治基本条例は地方自治法などの法律では、かゆいところの手が届かない部分について西脇市に即した自治の仕組みや制度を定めていきましょう、という思いで私たち自治基本条例検討委員会では検討している。条例の内容をさらに具体化していくためのものが総合計画であると思うので、やはり西脇市独自の市民性や経済構造とかにあわせたまちづくりをしていこうとすれば、総合計画というものは必要であると思う。行政からも市民からもマンパワーと知恵を出して作ってきたものであるので、よりよいまちづくりを進めていく最上位計画として総合計画の位置付けを大切にしていかなければならない。
- (委員) ・よくわからない部分もあるが総合計画というのは必要だと思う。
- (委員) ・市の基本方針として総合計画は必要である。先ほど委員からの意見でもあったように西脇市らしさを盛り込んだ計画とするようにしていただきたい。文章や図表で見ると非常に立派な計画であると思うのだが、いざこれをどのように進めていくのかという実施の段階になれば、少し欠ける部分があったのではないかと正直思う。地区での市民懇談会とかも開催されると思うが、できるだけわかりやすい文で、そして実施がしやすいような計画の策定をやっていただきたい。総合計画の策定自体は賛成である。
- (委員) ・少し逸れるが、自治基本条例というのは何を規定したものなのか。総合計画については皆さんと同じで必要だと思う。
- (座長) ・私は自治基本条例の検討委員会にも入っているので、私がこの場で答えるのはどうなのかという思いがある。事務局からお答え願いたい。
- (事務局) ・自治については地方自治法で規定されているが、自治には団体自治と住民自治という2種類の柱がある。地方自治法では団体自治という行政がどのように地方自治を進めていくのかという方策が書かれている。今回作ろうとしている自治基本条例というのは、行政とか市民とかがどのように自治を進めていくのかという住民自治の部分を役割分担を含めて示していこうとするものである。その中で、総合計画であれば、議会の議決を得て進めていくとかというルールを記載していくこととしている。それから西脇市の条例の最上位、憲法のような位置付けになるので、まちづくりの理念をしっかりと書いて、市が永遠に守っていくことを市民の皆さんと約束するものである。自治基本条例の中で総合計画に関する規定もあるので、上手くリンクさせてまちづくりのそれぞれの主体の役割もきちんと織り込んでいく。
- (委員) ・第1期の推進市民会議から見ているが、前期基本計画があったからこそ、よくまちづくりが進んでいると思う。この会議を後期基本計画の中でもやっていくのは非常にいいことだと思う。先ほどから自治基本条例の策定というのが気になるが、総合計画の策定と分かりやすく絡めていってもらえればと思うし、上手くいけば、もう少し住民の中でまちづくりの意識付けができるのではないかと期待感もある。自治基本条例の策定を通じて風通しのよい行政になっていけばよいことだと思う。
- (座長) ・この委員の中で総合計画の策定は必要ないという意見はひとりもなかった。総じて必要であるという基本認識は統一されているように思う。私自身の意見も述べさしてもらおうが、総合計画は必要であるという立場である。なぜなら今までのような総合計画であれば不要であり、策定が完了したその日から安楽死のような、

会議の概要（続き）

絵に描いた餅の総合計画が多かったのは事実である。西脇市が策定した総合計画の特色は目標指数と方向性がベクトルできちんと示されている政策評価型の計画となっている。こうした政策評価型の総合計画は効き目がある。

- ・そもそも計画のない行政など存在しないはずである。総合計画がないとすれば教育は教育の基本計画、高齢者福祉はその基本計画、障害者福祉計画、環境基本計画というように行政の各部局がばらばらに勝手に行政計画を作っていく、それを寄せ集めればいいのか、そんなものは総合計画とはならない。また、かつてのように縦割りのお役所に戻ってしまう可能性があるのも、市民から見ても可視的で一体感のある行政のスタイルを確立していくためには、ビーズ玉をつなぐような総合計画という横糸がやはり必要であろう。
- ・意見としては、かつてのオールタイプモデル、仕方がないから作ってきたような総合計画であれば不要であるし、市民が見てもさっぱりわけのわからないというものだが、今回の前期基本計画のようなものであれば、全然性格が違っていると思う。この計画が非常に権威であるものでなければ、議会もこの計画に沿って政策評価をしないであろうし、また再び出身母体別、分野別の個別の計画しかできなくなり、個別の評価しかできないので、地域立脚型の政治スタイルに戻ってしまう危険性がある。市民から見ても総合計画が一本あれば、行政の評価をひとつでできる尺度があるので市民が行政に近づくという大きなツールとなる。そういったことから自治基本条例の中で、総合計画の位置付けをする章を入れていくべきだと思っている。
- ・総合計画と自治基本条例の関係を問う質問が多く、委員から出され、事務局からも説明いただいたが、現在市内の地区を順に回り、自治基本条例の講演会を行っている。ぜひともそこに出かけて、私の話を聞いていただければと思う。結論だけ言えば、憲法と地方自治法があれば、地方自治に関する法律は不要なのか、敢えて条例をなぜ作るのかといった意見もあるが、そうしたことを言う人に、憲法の第8章の4箇条の地方自治に関する条文を記憶しているのかと問いたい。憲法教育を受けた人間ならば覚えているはずであるが、中学校で憶えたものを既に忘れてしまっている。地方自治法は数百箇条あるが、市民の皆さんで全部憶えている人、読んでいる人は果たしているのか。憲法でさえうろ覚えで、地方自治法においては、市民は全然読んでいない。市民の財産や武器にもなっていないので、市民からは遠い法律となっている。そういう状態の中で、市民にもっとわかりやすい、地方自治法の体系を分かりやすく説いて、もっと地方自治法の体系をコンパクトにしていく、これが自治基本条例の役割である。しかしそれだけなら憲法や地方自治法の中身を並び替えただけであるので、そこに西脇市独自の特徴を入れていく、いろんな新しい制度を盛り込むこともできる。つまり、自治に関する全体系の分かりやすい条例版、自治の市民への解説版の役割がひとつ、もうひとつの役割は、西脇市の自治の新しい独自の制度を盛り込むことができる、極端なことを言えば憲法や地方自治法は知らないが、西脇市の自治基本条例の中身なら知っているようにしようということである。西脇市の自治システムを市民の財産にしようということである。
- ・自治基本条例が策定されて以降は、この条例に書かれている基本理念や基本方針に反する条例、条文や条項はすべてチェックをかける。例えば人権尊重の基本理

会議の概要（続き）

念が書かれている場合は、男女共同参画社会の理念に反するような条文は認められなくなる。いろいろなことを話したが、西脇市における総合計画のあり方については、来年度予定の審議会でも本格的に審議していくことになるので、今確認した問題意識について鮮明に覚えておいていただきたいと思う。

(事務局) ・自治基本条例と総合計画の関係について記述した資料を委員に後日送付させていただきます。

○議事5 前期基本計画の検証方法について

・会議資料及びスライドに基づき、事務局より説明

(座 長) ・事務局から説明があったことについて、質問や確認事項があれば発言いただきたい。

(座 長) ・座長ばかり発言することになるが、事務局にも尋ねたいのだが、基本構想と前期基本計画の策定に当たっては前代未聞の西脇市役所の大改革であったのではないかと思っている。今まで総合計画の中に目標数値を入れていくということはなかった。目標数値は担当部局の市民との公約になり、公約は守らなくてもいいというものでなく、策定したその日からお飾りとなる総合計画は作らせないと宣言したわけである。行政内部の反発をかい潜り、事務局もかなり担当部局と摩擦があったと思うが、こうしてできてしまった。行政内部は計画内容をかなり意識せざるを得なくなったと思うが、このことに対する反応はどうであるのか。

(事務局) ・確かに市長はこの数値を非常に意識しており、各部局に対するチェックもしている。指標は事務事業評価においても参考としており、行政活動の大きなエネルギーの源泉になっていると感じている。

(座 長) ・そういう話を聞くと安心する。前期基本計画を策定するときに審議会でも数回に分けて担当部局の所属長が出席し、ヒアリングを進めていったが、なぜこのような場所に出てこなければならないのか、一体どういった権限で呼ぶのか、という発言する所属長も実際にいた。そうして策定していった総合計画であるのにもかかわらず、国は策定義務を撤廃するというのは、一体どのような考えなのかよくわからない。地方交付税の算定基礎にしないということだけなのかもしれない。

・総合計画の中に目標数値を示しているのは、非常に効果がある。各部局長が審議会に対して自分の在任中にどのようなことをするのか、目標とした自分の公約である。「私の部局ではこれだけのことを達成していきます。」ということを示したもので、一方ではじめから達成できない数値はあげてこないようにも言っている。まちづくり指標の変更が本当に必要であれば、審議会や市民会議に指標の変更願を出して来ればよい。神戸市では1年のうち、前期と後期でこうした数値を測定し、達成できていない部局に対しては説明責任を求めている。そして適当な回答がされない場合は、評価委員から所属長の交替が要求される。指標とはそれくらい厳しいものである。そうした文化をはじめて西脇市に導入しようとしたときに強い抵抗を受けたわけである。もっともその抵抗の余波は委員には来ずに事務局へ行くわけであるが。

・本日は第1回目であるが、このメンバーで11月に2回会議を開催し、2月にもう1回を開催していくことになるが、今後前期基本計画の検証、そして後期基本計画の策定をしていく。心配や疑問に思うことなどがあれば何でも御発言いただき

会議の概要（続き）

- たい。
- (委員) ・次の会議が11月で予定されており、その間庁内でいろいろと作業があるようだが途中経過について委員に連絡はいただけないか。いきなり11月に来て8分野の政策を確認すると言われても、2時間ほどの会議の中で検証は、なかなかできかねると思うのだが。庁内で作成する前期基本計画検証調書を委員に配布するなどの方法を考えてもらいたい。11月まで何もしないで、そこで協議するように言われても当惑してしまう。
- (事務局) ・調書のある程度取りまとめた段階で委員に送付させてもらう。できれば庁内会議で調整し、外部に資料として出せる形に整えていきたいと思う。
- (事務局) ・おそらく庁内に前期基本計画の自己評価は、スムーズにいかず、提出された段階ではお見せできるものではないと思う。できていない施策もあるので、先ほど言ったように時期を見て、中間報告をさせていただく。
- (座長) ・他に何かないか。この際なので何でも発言いただきたい。特にないようなので新たに委員に就任された方に順にお聞きする。
- (委員) ・学生の私にはなかなかわからないことも多く、これからきちんと参加していけるかどうか不安だが、自分の意見をしっかり持って、発言していきたい。
- (委員) ・座長には自治基本条例検討委員会に引き続き、よろしくお願ひしたい。それからさきに発言された委員は、私の娘と同じ年齢であり、頑張っていきたいと言われたので、母親世代の私としても同じように頑張っていきたい。
- (座長) ・この会議の構成員を見ると、3世代同居くらいに思う。4世代かもしれないが。
- (委員) ・次回まで3か月期間が空くということで、事務局から回答はいただいたが、その間が不安でもある。送付いただく中間報告をまた見させていただきたい。
- (座長) ・事務局が非常に協力的であるので、中間報告を送付する際には、希望される委員についてはヒアリングをするということはいかがか。
- (事務局) ・了解した。
- (座長) ・個人に対してでも、何人かに集まっていただく形でもよいので、お願ひする。
- (事務局) ・調書は、はじめはおそらく見せられない状態で提出されると思う。ある程度事務局で整理してから送付することにしたい。調書の送付後、不明な点については事務局から説明にも行かせていただく。
- (委員) ・ひとつお尋ねするが、市民アンケートの調査報告書の中で、いくつかの回答で平成21年度の調査結果だけ他の年度より相対的に低くなっているものが多いが、何か理由があるのか。
- (座長) ・リーマン・ショックの影響が大きいのではないか。全国的にこのような傾向が見られる。内部要因もあると思うが、外部要因としては全国的にこの年はリーマン・ショックの影響を受けている。株価も大幅に下がり、経済的にも大きな影響があったが、神戸市の指標でも同じような状況がみられた。

○その他

- ・事務局から次回の会議日程等を説明

- (事務局) ・次回は前期基本計画の検証などについて協議願ひたい。詳細な日程は、後日あらためて連絡をさせていただく。時間については、今回と同じく午後7時からということでお願ひしたい。

会議の概要（続き）

（座 長） ・ 次回は11月となるが、本日は年度初めの第1回目の会議であったので、会議の運営方針や説明が多くなった。次回は行政改革の推進状況の報告を受ける。そして前期基本計画の検証ということになるので、委員の皆さんには積極的な発言をお願いしたい。では以上をもって本日の会議を終了する。ありがとうございました。